

# 監査の結果に基づき講じた措置の通知の公表

大 阪 市 監 査 委 員

## 監査結果に関する措置状況報告書

報告番号：報告監6の第3号

監査の対象：令和5年度監査委員監査 公益財団法人地球環境センター

所管所属：環境局

通知日：令和6年11月14日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1 (1)	<p>1 本法人の財務報告について改善を求めたもの (1) 満期保有目的の債券の注記 I 今回の監査において、本法人の令和4年度の財務諸表を確認すると、満期保有目的の債券である投資有価証券の内容（満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益）が注記されていなかった。 [指摘事項 1 (1)] 本法人は、会計基準等で求められている開示情報を理解し、見落としのないような事務を構築されたい。</p>	<p>○満期保有目的の債券の注記については、ご指摘を踏まえ、令和6年3月末日付で金融機関から送付された信託財産状況報告書や残高証明書に記載の満期保有目的債券の内訳、帳簿価額、時価及び評価損益をもとに、公認会計士の指導に従い注記に適切に記載した。</p> <p>○措置内容を反映した2023年度決算書が、令和6年6月26日開催の評議員会にて承認された。</p> <p>○知識の習得と理解度の向上、チェック体制について ①知識の習得と理解度の向上 ・担当職員による公益法人会計に関するセミナーの受講や、簿記検定合格に向けた講座の受講などを通じて、管理職を含む職員の専門知識の向上に継続して取り組んだ。（令和6年7月31日現在、8回のセミナーを受講し延べ11名参加、講座受講1名、内部講師による勉強会2名参加） ・令和6年1月1日より、総務課に簿記1級を持つ職員を配置し、専門的な視点からのチェック体制を強化した。 ②チェック体制 決算処理に当たっては顧問税理士に相談、指導を受けながら実施し、決算報告書の作成については、4月1日付で顧問契約を締結した公認会計士に、指摘事項に対応すべく、個別事項などの相談やチェックを依頼した。</p>	措置済	令和6年6月26日
1 (2)	<p>(2) 満期保有目的の債券の注記 II 今回の監査において、本法人の令和4年度の財務諸表を確認すると、満期保有目的の債券である投資有価証券の銘柄が明記されていなかった。 [指摘事項 1 (2)] 本法人は、財務諸表に対する注記における満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益の様式を確認し、作成・チェック体制を整備されたい。</p>	<p>○満期保有目的の債券の注記については、ご指摘を踏まえ、令和6年3月末日付金融機関発行の信託財産状況報告書や残高証明書にもとづき、投資有価証券の銘柄名を適切に記載した。</p> <p>○措置内容を反映した2023年度決算書が、令和6年6月26日開催の評議員会にて承認された。</p> <p>○知識の習得と理解度の向上、チェック体制については1-(1)記載の通り。</p>	措置済	令和6年6月26日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1 (3)	<p>(3) 財産目録 今回の監査において、本法人の令和4年度の財務諸表を確認すると、特定資産の預け先である金融機関名及び支店名に留まり、資産内容が明記されていないかった。</p> <p>[指摘事項 1 (3)] 本法人は、財産目録の様式を確認し、作成・チェック体制を整備されたい。</p>	<p>○財産目録の記載については、ご指摘を踏まえ、各金融機関の預金通帳やその管理表（地球環境センター作成）をもとに、資産内容を明確にして財産目録に適切に記載した。</p> <p>○措置内容を反映した2023年度決算書が、令和6年6月26日開催の評議員会にて承認された。</p> <p>○知識の習得と理解度の向上、チェック体制については1-(1)記載の通り。</p>	措置済	令和6年6月26日
2 (1)	<p>2 本法人の会計処理について改善を求めたもの (1) 補助金に係る会計処理 今回の監査において、本法人の令和4年度の財務諸表を確認すると、国から受領した補助金が指定正味財産増減の部に記載されておらず、貸借対照表の負債の部の流動負債に仮受金として計上されていた。</p> <p>[指摘事項 2 (1)] 本法人は、会計基準注解に従い、適切な会計処理を実施されたい。</p>	<p>○補助金に係る会計処理については、これまで当団体の補助金の実情や特質、日本公認会計士協会における論点整理（「非営利法人委員会研究報告第30号」）等を踏まえ、使途に制約のある補助金であるからではなく付帯条件付きの補助金として負債（仮受金）として整理してきた。</p> <p>○ご指摘を踏まえ、論点整理において、負債として整理すべきとされている付帯条件付きの補助金についての会計処理に当たっては、顧問の公認会計士や、公益法人会計基準を所管する内閣府公益認定等委員会にも相談し、その見解に従い、下記の通り会計処理を変更した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・これまで「仮受金」として処理していたものは未執行の補助金であることが明確となるよう「預り国庫補助金」に科目名を改めた。</li> <li>・収益計上は注解13なお書きではなく原則処理に従い、指定正味財産増減の部への計上に改めた。但し、指定正味財産増減の部へ計上するタイミングは従来通り付帯条件が満たされた時とする。</li> </ul> <p>【地球環境センターにおける付帯条件とは、環境省等への返納義務をさす。 概算払いにて環境省から受領する補助金は、①未だ間接補助事業者への支払いが確定しておらず、また②事務費の消費も確定していない。そのため、①及び②の返還義務がなくなった時点で付帯条件が満たされた時とする。 上記の内容については、内閣府も了承済みである。</p> <p>○措置内容を反映した2023年度決算書が、令和6年6月26日開催の評議員会にて承認された。</p>	措置済	令和6年6月26日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
2(2)	<p>(2) ファイナンス・リース取引に関する会計処理            今回の監査において、リース取引の会計処理を確認したところ、本法人は、所有権移転外のファイナンス・リース取引1件について、リース資産及びリース債務を計上せず、リース料支払いごとに、賃借料を計上する会計処理を行っていた。</p> <p>[指摘事項2(2)]            本法人は、リース取引を行う際に、リース取引に関する会計基準に定められている具体的な判定基準に基づき判定を行った上で、リース取引に関する会計基準及びリース取引に関する会計基準の適用指針に従った、会計処理を実施されたい。また、リース資産は固定資産であるため、リース資産に該当する場合は、固定資産台帳に計上の上、固定資産としての管理を実施されたい。</p>	<p>○本件リース契約はコロナ禍における特別な状況下で行ったものであるが、ご指摘に従い、形式的にもリース会計基準の適用指針と不整合を生じさせないよう、1件のリース契約金額が300万円を超えるものについて、資産計上をおこなった。</p> <p>○措置内容を反映した2023年度決算書が、令和6年6月26日開催の評議員会にて承認された。</p> <p>○知識の習得と理解度の向上、チェック体制については1-(1)記載の通り。</p>	措置済	令和6年6月26日

## 監査結果に関する措置状況報告書

報告番号：報告監6の第10号

監査の対象：令和5年度監査委員監査 学校における個人情報の管理、保管に関する事務

所管所属：教育委員会事務局

通知日：令和6年10月31日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
3	<p>3 再発防止策の共有について改善を求めたもの</p> <p>個人情報に係る事務処理誤り等が発生した学校で策定された再発防止策は、他校での事務処理誤り等の発生防止にも有効なものである可能性が高いが、他校への具体的な再発防止策の共有が図られていない。</p> <p>【指摘事項3】 事務局は、個人情報に係る事務処理誤り等の不適切な事態の報告票を学校園のポータルサイト等に掲載するなど、各学校に対して事案の発生原因や再発防止策が伝わるよう情報の共有を図り、今後同様の事態を発生させないように支援されたい。</p>	<p>【1】 学校園における個人情報に係る事務処理誤り等の不適切事態報告（事案の発生原因や再発防止策を含む）を毎月教職員がアクセスできるポータルサイトに掲載して共有するとともに、更新した際には管理職への個別連絡と、教職員一人一人に確認してもらえよう、ポータルサイトでの「連絡掲示板」において新着情報として表示することとし、他校で生じた事案を再発防止に役立てられるようにする。また、定例の掲載とは別に、緊急性の高い事案や同様の事例が多数生じているものについては、個別の注意喚起の連絡を行う。</p>	措置済	令和6年7月31日

## 監査結果に関する措置状況報告書

報告番号：報告監6の第15号

監査の対象：令和5年度監査委員監査 補助金等に関する事務

所管所属：財政局

通知日：令和6年11月5日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
5	<p>見直しチェックシートの取扱いについて改善を求めたもの</p> <p>今回の監査において、監査対象の補助金等に関する各種資料の公表状況を確認したところ、補助金支出一覧はホームページ上で公表していたものの、見直しを行った年度の見直しチェックシートは公表されていなかった。</p> <p>財政局によれば、ガイドライン策定後、平成19年度から平成21年度までの3年間で、各所属と財政局が協同の上、全ての補助金等の再評価及び結果の公表を行い、一定の適正化が図られたため、以降は各所属長のマネジメントにおける自律的な見直しを進めていくこととした。平成24年度の予算編成から、補助金支出一覧等については、引き続き公表を行うが、見直しチェックシートの公表は行わず、予算算定調書に係る参考として活用する取扱いに運用を変更したものの、ガイドラインの改定は行っていないとのことであった。</p> <p><b>【指摘事項】</b> 財政局は、見直しチェックシートの取扱いについて、ガイドラインと実態が異なることのないよう、ガイドラインの改定を含め、整理されたい。</p>	<p>見直しチェックシートの取扱いについて、運用実態に合うよう、令和6年9月11日付けにて補助金等のあり方に関するガイドラインを一部改定するとともに、同日付け「補助金等のあり方に関するガイドライン」の一部改定等について（通知）」及び令和7年度予算編成通知により、各所属長あて通知を行った。</p>	措置済	令和6年9月11日

## 監査結果に関する措置状況報告書

報告番号：報告監6の第16号

監査の対象：令和5年度監査委員監査 市設建築物（学校施設）の個別施設計画を核としたメンテナンスサイクルに関する事務

所管所属：こども青少年局

通知日：令和6年11月7日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
4	<p>基本計画どおりに改築等が実施できない施設の整備方針について改善を求めたもの</p> <p>基本計画どおりに改築等が実施できていない園舎について、園舎の維持管理や改修等の対応方針が策定されていなかった。</p> <p>【指摘事項】 こども青少年局は、基本計画どおりに改築等が実施できていない園舎について、維持管理や改修等の対応方針を策定すること。</p>	<p>基本計画どおりに改築等が実施できていない園舎について、必要な点検や安全に関わる補修を実施すること等を記載した維持管理や改修等の対応方針を策定し、令和6年9月10日から運用を開始した。</p>	措置済	令和6年9月10日

## 監査結果に関する措置状況報告書

報告番号：報告監6の第16号

監査の対象：令和5年度監査委員監査 市設建築物（学校施設）の個別施設計画を核としたメンテナンスサイクルに関する事務

所管所属：教育委員会事務局

通知日：令和6年10月29日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
4	<p>基本計画どおりに改築等が実施できない施設の整備方針について改善を求めたもの</p> <p>基本計画どおりに改築等が実施できていない校舎について、校舎の維持管理や改修等の対応方針が策定されていなかった。</p> <p>【指摘事項】 教育委員会事務局は、基本計画どおりに改築等が実施できていない校舎について、維持管理や改修等の対応方針を策定すること。</p>	<p>基本計画どおりに改築等が実施できていない適正配置対象校等の校舎について、他の学校と同様に点検や維持管理を実施すること等を記載した対応方針を策定し、令和6年9月2日に関係職員に共有した。</p>	措置済	令和6年9月2日